

特殊車両の新たな通行制度の創設<令和2年2月4日 閣議決定>

「現行の許可制度」と「デジタル化の推進による新制度」との2本立てとなる

創設
2021年度末予定

特殊車両の通行手続き

継続

現行(許可)制度

申請 (1経路毎)

申請内容

車両情報 発着地 経路 重量

審査

協議(地方公共団体)

※手作業

決裁・許可証発行

許可(申請した1経路のみ)

通行

(許可を受けた1経路を通行可)



取締基地における取締り



WIM(自動計測装置)による取締り

事業者の手続

行政の手続

実際の通行

通行後

約30日(現状)

導入する新制度

情報が電子データ化された道路について国が一元的に処理

車両の登録 (1回のみ)
5年更新、手数料あり

入力情報

車両情報 ETC2.0 重量の把握方法

経路の探索(請求) (ウェブ上でいつでも検索可能)
手数料あり

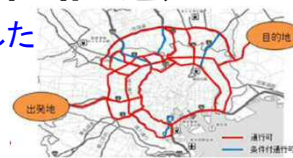
入力情報

発着地 ~~経路~~ 重量

即時

通行可能な全経路の通知(ウェブ上で即時に地図表示)

回答内容を記載した
書面を交付
(通行条件も回答)



※老朽化した
橋梁等は非通知

通行

交付された書面を
(通行可能な全経路を通行可) 当該車両に備え付け

- ・取締基地における取締り
 - ・WIMによる取締り
 - ・ETC2.0を活用した経路確認
 - ・運送依頼書等による重量確認
- 通行経路及び積載する貨物の重量等を記録、保存

※システムやデータ管理の一元化のため、外部機関(指定機関)にアウトソーシング可能 ※※上記事項の違反に係る罰則も規定